

# 東京農業振興プラン（案）

都民生活に貢献する持続可能な東京農業の  
新たな展開

令和5年2月

東京都



# 目次

## 序 章 新たな東京農業振興プランの策定に向けて

1 新たなプラン策定の目的	3
2 本プランの位置付け	3

## 第1章 東京農業のいま

1 東京農業をめぐる社会情勢の変化	7
(1) 都市農業・農地に関する施策の変化	7
(2) 東京農業を取り巻く情勢	9
2 東京農業の現状と課題	10
(1) 担い手の減少と新たな就農者	10
(2) 伸び悩む農業生産額	13
(3) 農地の減少	14
(4) 地産地消の広がりとは持続可能な農業への転換	15
(5) 地域ごとの農業振興	16

## 第2章 東京農業の振興の方向と施策展開

第1節 農業振興の方向	21
1 目指すべき東京農業の姿	21
2 農業振興の方向と体系	22
第2節 農業振興施策の展開	23
1 担い手の確保・育成	23
(1) 認定農業者等への支援	24
(2) 親元就農者への支援	24
(3) 農外からの新規就農・定着支援	24
(4) 女性農業者等への支援	25
(5) 法人の参入支援と雇用就農の促進	26
(6) 普及指導体制の強化	27
(7) 新たな支え手の確保・育成	28
2 稼ぐ農業経営の展開	30
(1) 東京産農畜産物の高付加価値化	31
(2) 生産現場への技術の普及	35
(3) 食農・ビジネスへの支援	35

<b>3 農地の保全・活用</b> .....	36
(1) 生産緑地の保全と農地の流動化の促進 .....	36
(2) 将来に向けた農地の有効活用 .....	37
(3) 遊休農地の再生・低利用農地の活用等 .....	38
(4) 販売に前向きな自給的農家への支援による農地活用促進 .....	38
(5) 農業基盤の維持保全・整備の促進 .....	38
<b>4 持続可能な農業生産と地産地消の推進</b> .....	39
(1) 環境に配慮した農業の推進と農産物の安全安心の確保 .....	39
(2) 農畜産物の消費拡大と地産地消の推進 .....	41
<b>5 地域の特徴を活かした農業の推進</b> .....	45
(1) 都市地域 .....	45
(2) 都市周辺地域 .....	47
(3) 中山間地域 .....	47
(4) 島しょ地域 .....	48
(5) 農業振興地域 .....	49

### 第3章 都市農業・農地に係る制度の改善

<b>1 国の動向</b> .....	53
<b>2 都市農地制度の改善に係る国への要望</b> .....	53
(1) 生産緑地の買取りへの支援 .....	53
(2) 相続税の負担軽減措置 .....	53
(3) 相続税の納税に伴う新たな物納制度の創設 .....	53

### 第4章 東京農業の振興に向けた連携

<b>1 農業者や農業団体の役割</b> .....	57
<b>2 区市町村の役割</b> .....	57
<b>3 都民の協力</b> .....	57
<b>4 国との連携</b> .....	58

## 第5章 東京農業の経営モデル

1 経営モデルの設定	61
2 経営モデルの例示	62
(1) 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）	62
(2) 地域の農業を担う経営モデル（所得目標 400～600 万円）	64
(3) 東京の農業をリードする経営モデル（所得目標 1,000 万円）	67
(4) 法人など企業的な経営モデル（販売目標 5,000 万円以上）	69
東京農業の各地域のトピック	71
用語集	77
参考 東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画	87



## 序章

# 新たな東京農業振興プランの策定に向けて



## 序 章 新たな東京農業振興プランの策定に向けて

### 1 新たなプラン策定の目的

都はこれまで、平成 29 年 5 月に策定した東京農業振興プラン「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」に基づいて、都民にも農業者にも魅力ある産業としての東京農業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してきました。

しかしながら、この間、東京の農地や農家戸数は減少を続け、ウクライナ危機や為替変動、原油高などの影響を受けた農業生産資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

その一方で、都市農業振興に関する制度改正が行われ、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあります。また、都民の価値観の多様化により、自ら野菜を育てたい、子供たちに農作業を体験させたいなどの新たなニーズも生まれており、東京農業が持つ可能性や潜在力のさらなる発揮が求められています。

前プランの策定から 5 年が経過し、将来を見据えた実効性のある農地保全や農業経営への支援が必要となっていることから、新たな東京農業振興プラン（以下「本プラン」）を策定することとしました。

### 2 本プランの位置付け

- 本プランは、令和 4 年 11 月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示すものです。
- 本プランは、農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、東京農業への理解の促進と積極的な参加・協力を促すものです。
- 本プランは、都市農業振興基本法における、東京都の地方計画<sup>1)</sup>を兼ねるものです。
- 本プランは、令和 5 年度から令和 14 年度までを計画期間としていますが、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

1) 地方計画：都市農業振興基本法第 10 条で地方公共団体が策定すべきと規定されている、都市農業の振興に関する基本計画。

